

「民生委員・児童委員」を ご存じですか？

問い合わせ 福祉課(☎内線376)

民生委員・児童委員とは

地域住民の立場にたって、地域の福祉を担うボランティアです。住民からの困りごとや心配ごとを聞いて、助けてくれる人や場所を紹介する「つなぎ役」を務めています。また、民生委員は子どもや子育ての困りごとの相談にのる「児童委員」でもあります。そのため、正しい呼び方は「民生委員・児童委員」と言います。



全国で約23万人の
民生委員・児童委員が
活動しています。

主任児童委員もいます！

民生委員・児童委員のなかには、子どもや子育て家庭への支援を専門に担当する「主任児童委員」という役割を務める委員もいます。

🗨️ もっと詳しく

民生委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。任期は3年で、給与の支給はなく、ボランティアとして活動しています。民生委員は、地域住民のなかから選ばれ、担当区域をもって活動します。(主任児童委員は担当区域をもちません)

★ こんな活動をしています！

見守り役 としての活動



担当エリアに住む一人暮らしの高齢者などの自宅を訪ねて、安否確認を行ったり、子どもの通学見守りボランティアを行ったりしています。

住民の 居場所づくりや仲間づくり



高齢者や子育て家庭を対象にしたサロン活動などに取り組みます。

行政などへの つなぎ役

住民の悩みや心配ごとの内容に応じて、専門の機関へつなぐことや、情報提供をします。



定例会～委員同士の 情報交換 ～

地域の民生委員・児童委員による会議に参加し、情報交換を行うことや、地域の課題について話し合いをしています。



民生委員・児童委員で 広報誌を作成しています！

年に2回、民生委員の活動を広くPRするため、広報誌「みんせい太宰府」を発行しています。発行した際には、隣組回覧や市内公共施設に配架していますので、ぜひご覧ください。



～気軽に相談してください～

高齢者や障がいのある方で日常生活に不安があるとき、子育てや介護での心配ごとや困ったことがあるときは、民生委員・児童委員、主任児童委員へ気軽に相談してください。住んでいる行政区ごとに担当地区がありますので、相談する場合は福祉課へ問い合わせてください。民生委員・児童委員、主任児童委員には法に基づく守秘義務があり、相談内容の秘密は守られます。